

【平塚市まちづくり条例施行規則第47条「公園等の整備基準」関係】

担当 都市整備部 みどり公園・水辺課 21-9852

(目的)

- 1 この基準は、平塚市まちづくり条例第49条及び第54条並びに平塚市まちづくり条例施行規則第47条の規定に基づき、公園、緑地又は広場(以下「公園等」という。)の施設整備等について必要な事項を定める。

(協議)

- 2 公園等の計画に際しては、本市に無償提供する公園(以下「提供公園」という。)にあつては「提供公園の施設整備に関する協議申出書」(様式1)、自ら管理する公園(以下「自主管理公園」という。)にあつては「自主管理公園の施設整備に関する協議申出書」(様式2)にそれぞれ必要な図書を添付し協議を行なうものとする。

(公園の面積)

- 3 提供公園の面積は、150m²以上とする。また、自主管理公園の面積は、90m²以上とする。

(設置)

- 4 (1) 公園敷地内に公園施設以外の施設を設置しない。ただし、やむを得ないと市長が認めた場合はこの限りでない。
(2) 公園施設は、平塚市都市公園条例に適合するよう整備する。

(公園の形状)

- 5 (1) 公園の敷地は、正方形等のまとまりのある整形とし、著しい狭長、屈曲、複雑な出入りのある形状であつてはならない。(死角があるような形状ではない。)
(2) 利用面は平坦地とする。

(公園の出入口)

- 6 (1) 公園の出入口は、利用者のための適切な位置、構造とし原則として2箇所以上設ける。また、提供公園においては、そのうちの1箇所を公園管理用車両の通行が可能な幅4m以上とする。(第13項公園施設の設置を参照)
(2) 公園の出入口には車止めを設置し、周囲はタタキコンクリートとする。(第13項公園施設の設置を参照)

(3) 提供公園の主たる出入口には、園名板を設置する。園名については市長の指示に従う。

(柵及び擁壁)

7 (1) 公園には危険防止のため、外柵等を設置する。また、特に指示する箇所についてはその高さを 1 . 8 m 以上と 0 する。

(2) 傾斜地で、公園整備のために設ける擁壁の高さは、原則として 3 m 以下とする。

(公園の面積の除外)

8 提供公園の面積は、建ぺい率及び容積率の計算において開発事業区域面積から除外する。

(境界標の設置、管理)

9 提供公園には、本市が支給する境界標を設置する。また、工事に伴い一時的に撤去した境界標は、座標値より復元する。

(提供公園の登記手続等)

1 0 本市に提供する公園用地等の登記手続に必要な書類は、次に掲げるものとし、工事完了届を提出する日までにみどり公園・水辺課に提出する。

(1) 帰属手続(開発行為)

提出書類名称	縮尺	提出部数等			適用
		種別		写し	
公園用地帰属登記手続申請書		本市指定用紙様式3-1	1部		
土地所有権移転登記嘱託承諾書		本市指定用紙様式4	1部		実印を必要とする
案内図				4部	
公図写し				2部	
求積図	1/100	A2判ポリエステル A300両面マット	1部	4部	工事完成後、隣地境界・境界杭を確認し、座標値により作成(座標値は、道路境界査定に使用した数値と整合させる)
地積測量図			1部	2部	法務局規定書式
境界査定図	1/250	原本証明	1部	1部	官民境界(土木総務課にて配布)
土地境界査定承諾書				2部	法務局提出用 隣地地権者の認印を必要とする
平面図	1/100	A2判ポリエステル A300両面マット	1部	4部	施設図(公園内の構造物を詳細に表示) 植栽図(植栽位置、樹種、規格等を詳細に表示) 給・排水・電気設備図(それぞれの系統を図示し、埋設表示杭の位置をオフセットして表示)
構造図	1/100	A2判ポリエステル A300両面マット	1部	2部	公園施設内の構造物を詳細に表示
調書				1部	メーカーリスト(公園内の全ての構造物のメーカー・型番を表にまとめる) 植栽調書(樹種、規格、数量等を表にまとめる)
開発事業に関する協定書の写し				2部	
全部事項証明(登記簿謄本)			1部	1部	新しく本市に帰属する土地に関するもの(所有権以外の権利が設定されていないこと)
印鑑証明書			1部	1部	
資格証明書			1部	1部	(法人のみ)
住民票			1部	1部	(市外に居住する者のみ)
登記原因証明情報		本市指定用紙(みどり公園・水辺課にて配布)	1部		
占用物件リスト			1部		

給水装置所有者変更届			1部		水番号の報告含む
電気 お客様番号			1部		
保証書		原本	1部		
工事費リスト			1部		建築物のみ(本体、組立、配管、搬入等含む)

(2) 寄附手続(建築行為)

寄付手続は、帰属手続の「公園用地帰属登記手続申請書」に代えて「公園用地寄付手続申出書」を提出するものとし、それ以外の提出書類は、帰属手続の提出書類と同様とする。

(電気・水道の申請手続)

1.1 提供公園に係る電気供給及び水道の給水申請は、開発事業者の負担により申請し、工事完成後本市に帰属する。

なお、所有者変更後の使用料請求書の宛先が「平塚市みどり公園・水辺課」、契約名義人が「公園」となるよう手続をすること。

(公園等の設置の特例)

1.2 公園等の設置特例を次のとおり定める。

(1) 平塚市まちづくり条例第54条第1項により整備しなければならない公園等のうち、建築物の用途が次の開発事業にあっては、自ら管理する公園(自主管理公園)を整備するものとする。ただし、この場合、開発事業者はその管理について本市と協定を結ぶものとする。

ア 寄宿舍

イ 物販及び飲食店舗

(2) 平塚市まちづくり条例第54条第1項第3号により整備しなければならない公園等のうち、前号イに掲げる開発事業を除き、市長が認めた場合には公園に代えて幅員3m以上の緩衝緑地として整備することができる。

(3) 開発事業が建築物の増築等に該当する場合、公園の設置条項は原則として適用しない。ただし、増築等の部分が既存部分(除去予定部分を除く)を超える場合は、敷地の状況及び建築物の規模、内容等を考慮し決定する。

(公園施設の設置)

1.3 公園には、その規模に従い次の表に定める施設を設置する。

なお、使用する器具及び設備材料等については、メーカーリストをみどり公園・水辺課に提出し詳細について協議する。

(1) 公園面積 5 0 0 m²未満 標準公園施設

(公園施設標準図集に基づく)

工 種	内 容	
園 路 広 場	自由広場は、敷地の2分の1を標準とする。 住宅主要開口部から水平距離が10m以上離れていること。	
	縁 石 工 舗 装 工	1 式 1 式 (石灰岩ダスト舗装)
遊 戯 施 設	ス ベ リ 台	1 基
	二 連 低 鉄 棒	1 基
	砂 場	1 面 (2 5 m ² 程度)
	揺動型遊具 (1 人乗り)	2 基
休 養 施 設	ベ ン チ	3 基
管 理 施 設	外 柵	1 式
	車 止 め	1 箇所 (可動式 3 基)
	”	1 箇所 (固定式 3 基)
	照 明 灯	1 基 (ナトリウム灯 1 8 0 W)
	引 込 柱	1 基
	給 排 水 設 備	1 式
	条 例 板	1 基
	園 名 板	1 基
便 益 施 設	水 飲 み	1 箇所
修 景 施 設	緑化面積は、敷地の30%以上とし、植栽計画は別途協議する。	
	高 木	約 9 本
	中 木	約 1 2 本
	低 木	約 1 9 本

* 網掛け部分は、自主管理公園の必須条件施設ですが、敷地条件等により適さない場合には、協議の上、決定いたします。

(2) 公園面積 500㎡以上1,000㎡未満 標準公園施設

(公園施設標準図集に基づく)

工 種	内 容	
園 路 広 場	自由広場は、敷地の2分の1を標準とする。 住宅主要開口部から水平距離が10m以上離れていること。	
	縁 石 工 舗 装 工	1式 1式(石灰岩ダスト舗装)
遊 戯 施 設	複 合 遊 具	1基
	ス ペ リ 台	1基
	ブ ラ ン コ	1基
	二 連 低 鉄 棒	1基
	砂 場	1面(40㎡程度)
	揺動型遊具(1人乗り)	3基
休 養 施 設	ベ ン チ	3基
管 理 施 設	外 柵	1式
	車 止 め	1箇所(可動式3基)
	〃	2箇所(固定式6基)
	照 明 灯	2基(ナトリウム灯180W)
	引 込 柱	1基
	給 排 水 設 備	1式
	条 例 板	1基
	園名板	1基
便 益 施 設	水 飲 み	1箇所
修 景 施 設	緑化面積は、敷地の30%以上とし、植栽計画は別途協議する。	
	高 木	約15本
	中 木	約23本
	低 木	約220本
	パ ー ゴ ラ	1基

* 網掛け部分は、自主管理公園の必須条件施設ですが、敷地条件等により適さない場合には、協議の上、決定いたします。

(3) 公園面積 1,000㎡以上2,000㎡未満 標準公園施設

(公園施設標準図集に基づく)

工 種	内 容	
園 路 広 場	自由広場は、敷地の2分の1を標準とする。	
	住宅主要開口部から水平距離が10m以上離れていること。	
	縁 石 工 舗 装 工	1 式 1 式 (石灰岩ダスト舗装)
遊 戯 施 設	複 合 遊 具	1 基
	ス ベ リ 台	1 基
	ブ ラ ン コ	1 基
	二 連 低 鉄 棒	1 基
	砂 場	1 面 (6.5㎡程度)
	揺動型遊具 (2人乗り)	1 基
	揺動型遊具 (1人乗り)	3 基
休 養 施 設	ベ ン チ	10 基
管 理 施 設	外 柵	1 式
	車 止 め	1 箇所 (可動式3基)
	"	3 箇所 (固定式9基)
	照 明 灯	3 ~ 4 基 (ナトリウム灯180W)
	引 込 柱	1 基
	給 排 水 設 備	1 式
	条 例 板	1 基
	園名板	1 基
便 益 施 設	水 飲 み	1 箇所
修 景 施 設	緑化面積は、敷地の30%以上とし、植栽計画は別途協議する。	
	高 木	約30本
	中 木	約45本
	低 木	約450本
	パ - ゴ ラ	1 基

* 網掛け部分は、自主管理公園の必須条件施設ですが、敷地条件等により適さない場合には、協議の上、決定いたします。

(4) 公園面積 2,000㎡以上3,000㎡未満 標準公園施設

(公園施設標準図集に基づく)

工 種	内 容	
園 路 広 場	自由広場は、敷地の2分の1を標準とする。 住宅主要開口部から水平距離が10m以上離れていること。	
	縁 石 工 舗 装 工	1 式 1 式 (石灰岩ダスト舗装)
遊 戯 施 設	複 合 遊 具	1 基
	ス ペ リ 台	1 基
	ブ ラ ン コ	1 基
	二 連 低 鉄 棒	1 基
	砂 場	1 面 (65㎡程度)
	揺動型遊具(2人乗り) 揺動型遊具(1人乗り)	1 基 3 基
休 養 施 設	ベ ン チ	1 4 基 (背あり)
管 理 施 設	外 柵	1 式
	車 止 め	2 箇所 (可動式6基)
	”	4 箇所 (固定式12基)
	照 明 灯	5 ~ 6 基 (ナトリウム灯180W)
	引 込 柱	1 基
	給 排 水 設 備	1 式
	条 例 板	1 基
	園名板	1 基
便 益 施 設	水 飲 み	1 箇所
修 景 施 設	緑化面積は、敷地の30%以上とし、植栽計画は別途協議する。	
	高 木	約70本
	中 木	約140本
	低 木	約1000本
	パ - ゴ ラ	1 基

* 網掛け部分は、自主管理公園の必須条件施設ですが、敷地条件等により適さない場合には、協議の上、決定いたします。

(緑化率)

14 公園内の緑化率は、30%以上とする。

(植栽等)

15 樹種は、「平塚市緑化推進指導基準(平成23年1月1日改正)」別表第1を参考として、複数樹種を選定する。

(1) 有刺木、有毒木、悪臭木、アレルギー症状を起こさせる樹種等は植栽しない。

(2) 植栽樹木の支柱は、「公園施設標準図集(平成9年4月)」により設置する。

(土壌)

16 植栽するときの植穴の大きさ及び客土量は、次の表に定めるところによる。

客土は、土壌改良剤10%、堆肥20%、黒土(良質土)70%の割合で混合したものを使用する。植栽地は、厚さ30cm以上の土壌改良を行う。

高木 鉢容量及び植穴容量

幹周 (cm)	鉢径 (cm)	鉢の深さ (cm)	植穴径 (cm)	植穴深さ (cm)	鉢容量 (m^3)	鉢穴容量 (m^3)
10未満	33	25	69	37	0.017	0.09
10以上15未満	38	28	75	40	0.028	0.14
15以上20未満	47	33	87	46	0.061	0.27
20以上25未満	57	39	99	53	0.11	0.44
25以上30未満	66	45	111	59	0.17	0.65
30以上35未満	71	48	117	62	0.21	0.76
35以上45未満	90	59	141	75	0.4	1.34
45以上60未満	113	74	171	90	0.74	2.28
60以上75未満	141	91	207	109	1.32	3.7
75以上90未満	170	108	243	128	2.08	5.45

中低木 鉢容量及び植穴容量

樹高 (cm)	鉢径 (cm)	鉢の深さ (cm)	植穴径 (cm)	植穴深さ (cm)	鉢容量 (m^3)	鉢穴容量 (m^3)
30 未満	15	8	29	23	0.001	0.015
30 以上 50 未満	17	10	33	26	0.002	0.022
50 以上 80 未満	20	12	37	28	0.004	0.030
80 以上 100 未満	22	13	41	31	0.005	0.040
100 以上 150 未満	26	16	46	35	0.008	0.057
150 以上 200 未満	30	19	54	40	0.013	0.090
200 以上 250 未満	35	23	61	46	0.022	0.133
250 以上 300 未満	40	26	69	51	0.032	0.188

(照明)

1.7 照明施設は、原則として自動点滅装置付きナトリウム灯とする。LED 灯を使用する際には、みどり公園・水辺課と協議する。

(1) 使用する器具及び材料は、みどり公園・水辺課と協議する。

(2) 照明施設の配置は、次の表による。

公園の面積	配置基準
500 m^2 未満	180W 1基
500 m^2 以上1,000 m^2 未満	180W 2基
1,000 m^2 以上	180W 3基以上とし、500 m^2 につき1基の割合で増加配置する。

(3) 供給電力は、単相200V定額契約を原則とする。

(4) 配線は地中埋設とし、配管材料はエフレックス管とする。また、土かぶりは30cm以上を原則とする。

(5) 地中埋設方向杭を起終点及び曲点に設置する。

(6) 設備の塗装色については、みどり公園・水辺課と協議する。

(7) 引込柱は、鋼管(カラーポール)とする。

(8) 分電盤は最少でも30A・1回路とし、ボックスはSUS304とする。

(給・排水)

1.8 公園敷地内には、原則として1箇所以上の水飲みを設置する。

(1) 水道の使用量に応じて給水管を引き込む。

(2) 計画雨水量は、本市の下水道計画で定める基準を準用する。

(3) 雨水は、原則として敷地内に浸透させる。また、敷地内の表面雨水は敷地外

へ流出しないように集水構造を考慮する。

- (4) 透水管は、塩化ビニール管とする。また、碎石と土の境にビニールシートを布設する。
- (5) 透水管及び暗渠は、地形、地質、植栽等を考慮し布設する。

(舗装)

19 広場、出入口、アプローチ及び水飲み周りの舗装は、次とおりとする。

- (1) 広場は、原則として仕上げ厚4 cm以上の石灰岩ダスト舗装とする。なお、配合についてはみどり公園・水辺課と協議する。
- (2) 出入口、アプローチ、水飲み回り等は、薄層カラー舗装+アスファルト舗装、コンクリート舗装等の維持管理や補修が容易な物で施工する。

様式 1

提供公園の施設整備に関する協議申出書 (当初 変更)

平成 年 月 日

平塚市長様

申請者 住所
氏名
電話番号 印

代理人 住所
氏名
担当
電話番号 印

平塚市まちづくり条例第54条第1項1号及び2号に基づく提供公園の施設整備について協議したいので、関係図書をそえて申し出ます。

- 1 開発事業の場所
- 2 開発事業の面積
- 3 開発事業の目的

宅地分譲
共同住宅
その他

4 公園の提供面積 $m^2 \times \% = m^2$

- 5 添付図書 案内図 土地利用計画図
開発事業区域の求積図
提供公園の求積図
提供公園計画平面図(施設、植栽、給排水、電気設備等を配置)
施設の構造図

6 工事予定期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

7 特記事項

(協議済年月日) 平成 年 月 日 (担当者 印)
(決裁 . . .)

部長	課長	担当長	担当	合 議
				公園施設管理担当長 公園施設管理担当
公園名	公園			みどり担当

様式 2

自主管理公園の施設整備に関する協議申出書 (当初 変更)

平成 年 月 日

平塚市長様

申請者 住所
氏名
電話番号 印

代理人 住所
氏名
担当名
電話番号 印

平塚市まちづくり条例第54条第1項3号に規定する公園施設整備基準に基づく自主管理公園の施設整備について協議したいので、関係図書をそえて申し出ます。

- 1 開発事業の場所
- 2 開発事業の面積
- 3 開発事業の目的

宅地分譲
共同住宅
その他

4 公園の設置面積 $m^2 \times \% = m^2$
5 添付図書

案内図 土地利用計画図
開発事業区域の求積図
自主管理公園の求積図
公園計画平面図(施設、植栽、給排水、電気設備等を配置)
施設の構造図

6 工事予定期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

7 特記事項

(協議済年月日) 平成 年 月 日 (担当者 印)
(決裁 . . .)

課長	担当長	担当	合 議
			公園施設管理担当長
			公園施設管理担当
			みどり担当

平成 年 月 日

公園用地帰属登記手続申請書

平塚市長様

土地所有者住所

氏 名

印

電話番号

下記土地は、「開発行為に関する協定書」により平塚市へ帰属の公園用地につき関係図書を添えて、申請いたしたい。

記

1 土地の表示（所在、地番、地目、地籍）

2 添付書類

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| (1) 土地所有者移転登記嘱託承諾書 | (8) 地籍測量図 |
| (2) 全部事項照明（登記簿謄本） | (9) 求積図 |
| (3) 印鑑証明書 | (10) 平面図 |
| (4) 資格証明書（法人のみ） | (11) 境界査定図 |
| (5) 住民票（市外に居住する者のみ） | (12) 土地境界査定承諾書 |
| (6) 案内図 | (13) 「開発行為に関する協定書」の写し |
| (7) 公図の写し | (14) 登記原因証明情報 |

平成 年 月 日

公園用地寄付手続申請書

平塚市長様

土地所有者住所

氏 名

印

電話番号

下記土地は、平塚市へ公園用地として寄付いたしたく、関係図書を添えて、申請いたしたい。

記

1 土地の表示（所在、地番、地目、地籍）

2 添付書類

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| (1) 土地所有者移転登記嘱託承諾書 | (8) 地籍測量図 |
| (2) 全部事項照明（登記簿謄本） | (9) 求積図 |
| (3) 印鑑証明書 | (10) 平面図 |
| (4) 資格証明書（法人のみ） | (11) 境界査定図 |
| (5) 住民票（市外に居住する者のみ） | (12) 土地境界査定承諾書 |
| (6) 案内図 | (13) 「開発行為に関する協定書」の写し |
| (7) 公図の写し | (14) 登記原因証明情報 |

土地所有者移転登記嘱託承諾書

末尾記載の土地を「都市計画法第四十条第二項」の規定により平成 年 月 日公園用地として平塚市へ帰属しました。ついてはその所有権を平塚市へ移転する登記を横浜地方法務局平塚出張所へ嘱託することについては異議ありません。

平成 年 月 日

住所

氏名

印

平塚市長 氏名 様

物件の表示